

●柏蔭舎会議細則

2023年1月、学生理事会の提示した案が柏蔭舎会議にて承認。

■第一章 総則

（目的）

第一条

この細則は、東京大学駒場キャンパスにおける柏蔭舎利用の利害関係を調整するために、柏蔭舎使用団体連絡会議の組織及び運営方法に関し必要な事項を定め、もってサークルの円滑な活動の実現に寄与し、文化的活動の発展に資することを目的とする。

（設置）

第二条

学友会学生理事会の所管のもとに、柏蔭舎使用団体連絡会議（以下、「柏蔭舎会議」という。）を置く。

（議長）

第三条

- 一 柏蔭舎会議に、議長一名を置く。
- 二 議長は、柏蔭舎使用団体による選挙または推薦に基づき、学生理事会が任命する。
- 三 議長の任期は、柏蔭舎会議で決定される。ただし、一期は一年以内とする。
- 四 前項の規定は、議長が、本条第二項の要件を満たす限りにおいて、再任されることを妨げない。

（議長の職務）

第四条

議長は、柏蔭舎会議を主宰し、その事務を掌理する。

(決定事項)

第五条

柏蔭舎会議においては、次の各号に掲げる事項に関する決定を行う。

- 一 翌々月における柏蔭舎の使用予定
- 二 翌月における柏蔭舎の使用予定の変更
- 三 翌年度の年度予約
- 四 その他柏蔭舎の使用に関する事項

(柏蔭舎会議で決定できる使用の範囲)

第六条

- 一 柏蔭舎会議は、毎日九時から二十一時までの柏蔭舎の使用予定につき、その所管として決定を行うことができる。
- 二 前項に定めるもののほか、柏蔭舎の時間外使用のうち特に学生理事会の定めるものに関しては、その使用予定につき、柏蔭舎会議の所管として決定することができる。

(休館日・教職員使用時間帯の除外)

第七条

前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日における使用については、柏蔭舎会議において決定することができない。

- 一 大学入試センター試験又は東京大学第二次学力試験の行われる日（東京大学駒場キャンパスが使用される場合に限る。）
- 二 二月二十九日から一月三日までの官公庁の年末年始休業期間中のすべての日
- 三 その他文化活動施設協議会の定める休館日

四 前条の規定にかかわらず、議長が次の各号のいずれかに該当する使用が行われると認めた場合、当該使用の日の前月及び前々月に開催される柏蔭舎会議においては、当該使用の行われる時間帯の使用について決定することができない。

- イ) 東京大学の研究、教育活動その他の公的行事のための柏蔭舎の使用
- ロ) 東京大学教職員の福利又は厚生のための柏蔭舎の使用

■第二章 会議の運営

(招集)

第八条

- 一 議長は、毎月一回の定例会及び年度末に行われる翌年度年度予約決定会議を招集しなければならない。ただし議長は、必要と認めたときは臨時会を招集することができる。
- 二 招集は、柏蔭舎会議の日程および場所を公示することにより、これを行う。

(出席すべき者)

第九条

次の各号に該当する団体又は個人は、当該各号に定める日の前月及び前々月に開催される柏蔭舎会議に出席しなければならない。

- 一 年度予約を行っている団体使用が予約されている日
- 二 前号に該当しない柏蔭舎の使用を希望する団体又は個人使用を希望する日
- 三 議長は、本条第一項及び第二項に定める会議を、議長が適切と認める手段で開催することができる。招集は、議長が当該開催手法について適切と認める手法で、議長がこれを行う。

(参加団体等の義務)

第十条

柏蔭舎会議に参加する団体又は個人（以下「参加団体等」という。）は、会議の円滑な進行に協力し、この細則を遵守するとともに、柏蔭舎会議における決定内容に従わなければならない。

（参加団体等の担当者）

第十一条

- 一 参加団体等は、柏蔭舎会議の担当者を決定し、担当者名簿への記入を行わなければならない。
- 二 参加団体等が担当者を変更する場合は、議長に届け出なければならない。

（改正）

第十二条

この細則の改正は、以下の各号に掲げる場合による。

- 一 学友会学生理事会が発議した案が柏蔭舎会議における討論の結果、承認された場合。
- 二 柏蔭舎会議が発議した案が学友会学生理事会における討論の結果、承認された場合。